

2020年4月24日

全日校幼稚部保護者の皆様へ

シカゴ双葉会日本語学校事務局

### COVID-19 対応の非常時における授業料等納入金の対応について

4月23日、イリノイ州知事より“Stay at Home”発令を4月30日以降も延長し5月30日まで継続する旨の発表がありました。この発表に先立ち、4月17日にイリノイ州全ての学校については2019/2020学校年度終了時までクローズする旨の発表がなされました。これを受け、当校においては4月に開始しましたオンライン保育を5月よりも継続して行うこととなりました。

なお、園に登園して頂きます通常保育開始時期は25学区の2019/2020年度終了を参考にしますが、それに併せてイリノイ州“Stay at Home”発令が解除されていることが条件となります。

このような状況を鑑み、2020年度授業料等納入金について特別措置を以下の通り定めましたのでお知らせします。

#### 記

1. 授業料等納入金の額について減額等の変更は現時点ではございません。
2. 授業料等納入金の請求書の送付時期は通常は5・6・9・10・12・2月の年6回（各2カ月分）ですが、1ヶ月遅らせ6・7・10・11・1・3月に郵送いたします。
3. 第1・2回目（6・7月）は通学バス代を請求いたしません。
4. 4月のオンライン保育は「トライアル期間」とし、受講した結果により5月以降は受講されないことを選択された場合「一時退会願い」（用紙添付）を4月中に提出して頂ければ、第1回目の授業料等納入金よりの支払いは不要となります。

以上